

老齡基礎年金

業務支援ツールの使い方

老齡基礎年金

老齡基礎年金
お手続きガイド

- ③ 手続きに必要な要件などの確認**
 依頼希望するサービスの提供にあたって必要な入居履歴や保証料金の支払い状況を確認いたします。

④ 年間の費用と内訳の二確認
 依頼希望するサービスの年間の費用と年間の費用の内訳、保証料金の請求のための方法を、ご確認ください。

☐ いつから？
☐ 年金額おいくら？
☐ 年金額を滞りなく？

⑤ 請求書類の準備
 最終的な請求書類の提出にあたっては、必要書類を揃えていただくとともに、お手持の住所や電話番号、メールアドレス、ご連絡に当たります。

☐ 必須書類リスト

⑥ 請求書類の提出と発着事項の確認
 請求書類のご提出と請求書類にあたっては、発着事項についてご確認ください。

☐ 発着事項の確認

20150901: A3-01-1

【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

第 〇 〇 〇 〇 号										期 日	年	月	日
1. 訪問者情報													
フリガナ お名前										生年月日	年	月	日
ご住所	〒									電話番号			
請求主 の氏名										本人確認			
2. 請求者情報													
請求主 の会社 名	〒	-								電話番号	あり	なし	
フリガナ お名前										生年月日	年	月	日
ご住所	〒									電話番号			
3. 配付者情報													
配達主 の会社 名	〒	-											
フリガナ お名前										生年月日	年	月	日
ご住所	〒									電話番号			

20150401 : A5-02-2

【国民年金】老齢基礎年金 説明事項のご確認

- [illegible]

氏名

老齢基礎年金 お手続きの完了について

- ### 1. 年金の決定と受取り

年会請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年会を受け取れます。

[illegible]

20150401 : A5-04-1

【国民年金】老齢基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

お申し込み時	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金手帳（国民年金・厚生年金保険給付部給付）	・窓口 ・日本年金機構
☐	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 （国民年金番号の記載）	・日本年金機構
☐	年金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 （年金請求時に金融機関の証明を要する場合は不要）	・開店を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書） 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書） 戸籍の抜粋事項証明書（戸籍の一部事項 証明書、住民票、住民票の記載事項証明書）	・（ ） 窓口 ・（ ） 自治体窓口
☐	印鑑 （年1回、年金請求書提出の前4月以内に交付） （年1回、年金請求書提出の前4月以内に交付） （年1回、年金請求書提出の前4月以内に交付）	・（ ） 窓口 ・（ ） 自治体窓口

20150401: AS-05

ハンドブック | 老齡基礎年金



ナビゲーター
永年美結

老齢基礎年金

お手続きガイド（表紙）

お手続きカード（表紙）

個別のカード

老齢基礎年金 お手続きガイド

☐ 手続きに必要な要件などのご確認
老齢基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

☐ 年金の受取り内容のご確認
老齢基礎年金の年金額や受取り年額の変更方法、年金額の増減のための方法をご確認いただきます。

☐ いつから？

☐ 年金額はいくら？

☐ 年金額を増やすには？

☐ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちでない書類があれば、ご準備いただきます。

☐ 必要書類リスト

☐ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☐ 説明事項のご確認

平成27年度版

20150401：A5-01-1

老齢基礎年金 お手続きカード

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
老齢基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

☒ お手続きカードNo. 1, 2, 3, 4, 5, 10, 11, 12

☒ 年金の受取り内容のご案内
老齢基礎年金の年金額や受取り年額のの変更方法、年金額の増減のための方法をご確認いただきます。

☒ いつから？

☒ お手続きカードNo. 6, 9

☒ 年金額はいくら？

☒ お手続きカードNo. 7, 9, 13, 14, 15

☒ 年金額を増やすには？

☒ お手続きカードNo. 8, 9, 10, 11, 12, 13

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちでない書類があれば、ご準備いただきます。

☒ 必要書類リスト

☒ お手続きカード

☒ 請求書等送付済み

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

☒ 説明事項のご確認

☒ お手続きカードNo. 16

平成27年度版

20150401：A5-01-3

No.1-1 受給資格期間

☒ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間

+

②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）

+

③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間

+

④第3号被保険者であった期間

+

⑤国民年金に任意加入できる方が任意加入していなかった期間など（合算対象期間）

25年以上

※1

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、25年から10年に短縮される可能性があります。

平成27年度版

20150401：A5-01-5

お手続きガイド

老齢基礎年金

相談シート

No. _____

【国民年金】老齢基礎年金 相談シート

相談日 年 月 日

1. 訪問者情報

フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	
請求者 との関係		本人確認	

2. 請求者情報

基礎年金 番号	-	配偶者	あり ・ なし
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

3. 配偶者情報

基礎年金 番号	-		
フリガナ お名前		生年月日	年 月 日
ご住所	〒	電話番号	

裏面に続く

20150401 : A5-02-1

4. 相談内容

20150401 : A5-02-2



老齡基礎年金

説明事項のご確認

【国民年金】老齡基礎年金 説明事項のご確認

● 年金の受取りに必要な加入期間

チェックボックス	説明事項
☐	加入期間が合わせて25年以上あり、受給資格を満たしています。 (資格期間短縮の特例、またはその他の特例に該当する場合を含みます。)

● 年金の受取り

チェックボックス	説明事項
☐	年金の受取りは、受給権が発生した月の翌月分からとなります。
☐	振替加算の受取りの有無、受取額、受取停止について説明を受けました。

● 年金の繰上げ・繰下げ

チェックボックス	説明事項
☐	繰上げ請求を【希望する(歳 月)で・希望しない】ことを確認するとともに、繰上げにおける注意点の説明を受けました。

上記について説明を受けました。

平成〇〇年〇月〇日

氏名 _____

20150401 : A5-03- 1

チェックボックス	説明事項
☐	年金を受け取る権利の発生から5年を経過したときは、5年より前の期間は時効によりお受取りできません。

上記について説明を受けました。

平成〇〇年〇月〇日

氏名 _____

20150401 : A5-03- 1

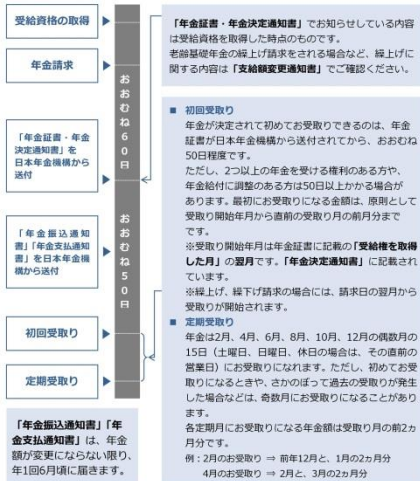


お手続きの完了について

老齡基礎年金 お手続きの完了について

1. 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



裏面に続く

20150401: A5-04-1

2. おわりに

公的年金制度は、長期にわたるため、お手続き後の生活状況の変化などにより各種のお手続きが必要となる場合があります。

次のような事例に該当したときには、市区町村窓口、または年金事務所までご連絡ください。

こんなとき	どこに問い合わせるか？
氏名を変更したとき	市区町村役場
住所や振込口座を変更したとき	
年金証書をなくしたとき	
支払通知書をなくしたとき、または支払通知書が届かないとき	
受給者ご本人が死亡したとき	

- 原則としてご本人からのご連絡が必要です。
- お手元に年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意のうえ、お問い合わせください。
- お手続きに際しましては、ご本人であることを確認できる書類などの提出、届出印の準備をお願いすることがあります。また、お手続きの内容によっては、住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄（抄）本などの公的書類をご提出いただく場合もあります。
- 後日、日本年金機構より年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給される皆様へ」をお送りします。気になる点がございましたら、パンフレットをご参照ください。

ねんきんダイヤル

0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話でおかけになる場合は
03-67700-1165（一般電話）

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の初日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部保年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

20150401: A5-04-2



老齡基礎年金

必要書類リスト

【国民年金】老齡基礎年金 必要書類リスト

月 日までに、次の書類をご提出ください。

1. 必ず提出・添付する書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）	・当窓口 ・日本年金機構
☐	年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ※基礎年金番号の確認	・日本年金機構
☐	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等 ※年金の振込先の確認 ※年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要	・振込を希望する金融機関
☐	戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、 戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、 戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項 証明書）、住民票、住民票の記載事項証明書 ※平成 [] 年 [] 月 [] 日以後発行の もの、かつ、年金請求書提出日の6ヵ月以内に交付され たもの ※年金請求書に住民票コードを記入した場合は省略可	・[] 番窓口 ・[] 市役所出張所

裏面に続く

20150401 : A5-05-1

【国民年金】老齡基礎年金 必要書類リスト

2. その他

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
☐	委任状 ※請求者本人が署名押印したもの	・当窓口 ・日本年金機構HP
☐	窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの （運転免許証、パスポート等）	—
☐	印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要	—
☐	老齡基礎年金支給繰上げ請求書、 老齡基礎年金支給繰下げ申出書	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金受給選択申出書 ※他の年金を受け取っている場合	・当窓口 ・年金事務所
☐	年金裁定請求の遅延に関する申立書 ※受給権発生日の翌日から5年経過した場合に提出	・当窓口 ・年金事務所
☐	合算対象期間が確認できる書類	—
☐	年金証書 ※他の公的年金から年金を受けているときはご持参ください	—
☐		

問合せ先

〇〇市年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国民年金課 担当 年金係
所在地 〇〇市〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

20150401 : A5-05-2



老齡基礎年金

お手続きガイド（表紙）

老齡基礎年金 お手続きガイド

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
老齡基礎年金の受取り手続きにあたって必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

☒ 年金の受取り内容のご確認
老齡基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。

☐ いつから？

☒ 年金額はいくら？

☒ 年金額を増やすには？

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

■ 必要書類リスト

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

■ 説明事項のご確認

青

平成27年度版 20150401 : A5-01-1

お手続きカード（表紙）

老齡基礎年金 お手続きカード

☒ 手続きに必要な要件などのご確認
老齡基礎年金の受取り手続きにあたって、必要な加入期間や保険料の受取り状況をご確認いただきます。

➡ お手続きカードNo.1,2,3,4,5,10,11,12

☒ 年金の受取り内容のご案内
老齡基礎年金の年金額や受取り年齢の変更方法、年金額の増額のための方法をご確認いただきます。

いつから？ ➡ お手続きカードNo.6,9

年金額はいくら？ ➡ お手続きカードNo.7,9,13,14,15

年金額を増やすには？ ➡ お手続きカードNo.8,9,10,11,12,13

☒ 請求書類のご準備
請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

■ 必要書類リスト ➡ お手続きカード 請求書等記入例

☒ 請求書類のご提出と重要事項のご確認
請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

➡ 説明事項のご確認 ➡ お手続きカードNo.16

平成27年度版 20150401 : A5-01-3



No.1-1 受給資格期間

✓ 年金の受取りに必要な資格期間

①国民年金の保険料を納めた期間



②国民年金保険料の免除、学生納付特例等の納付猶予を受けた期間（一部納付（一部免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めた期間であること）



③昭和36年4月以後の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員であった期間



④第3号被保険者であった期間

25年以上

※1

※1：年金の受取りに必要な加入期間は、**25年から10年に短縮される可能性があります。**

No.1-2 受給資格期間

✓ 受給資格チェックフローチャート

資格期間は25年以上ありますか？

はい

特例1

右の生年月日に応じて、資格期間は21年～24年以上ありますか？

・昭和2年4月1日以前・・・21年
・昭和2年4月2日～昭和3年4月1日・・・22年
・昭和3年4月2日～昭和4年4月1日・・・23年
・昭和4年4月2日～昭和5年4月1日・・・24年

特例2

右の生年月日に応じて、厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年～24年以上ありますか？

・昭和27年4月1日以前・・・20年
・昭和27年4月2日～昭和28年4月1日・・・21年
・昭和28年4月2日～昭和29年4月1日・・・22年
・昭和29年4月2日～昭和30年4月1日・・・23年
・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日・・・24年

特例3

右の生年月日に応じて、40歳（女性・坑内員・船員は35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間が15年～19年以上ありますか？

・昭和22年4月1日以前・・・15年
・昭和22年4月2日～昭和23年4月1日・・・16年
・昭和23年4月2日～昭和24年4月1日・・・17年
・昭和24年4月2日～昭和25年4月1日・・・18年
・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日・・・19年

老齡基礎年金を受け取るのに必要な資格期間を満たしています。

12年以上加入した（上）を満たして

はい

の被保険者期間がありますか？

はい

老齡厚生年金が受け取れます。



No.2-1 保険料納付済期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、
保険料納付済期間と保険料免除期間、
および合算対象期間の合計が25年以
上であること。

25年以上

納付済期間

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間



保険料納付済期間

保険料納付済期間とは、保険料を納めた期間をいいます。

保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
- ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
- ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間
- ・第2号被保険者期間のうち20歳以上60歳未満の期間
 - ・昭和36年4月から昭和61年3月までの厚生年金保険または船員保険の被保険者期間、共済組合等の加入期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ・第3号被保険者期間
 - ※ 3号該当届が2年以上遅れた場合は、3号特例届を行った日以後保険料納付済期間として認められた期間



No.3-1 保険料免除期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、
保険料納付済期間と保険料免除期間、
および合算対象期間の合計が25年以上
であること。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

免除期間

☒ 保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➡ 加免-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な方が対象となります。

➡ 加免-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➡ 加免-No.17

② 若年者納付猶予

20歳以上30歳未満の方（学生を除きます）で、

本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象となります。
世帯主の所得は考慮されません。

➡ 加免-No.16



No.4-1 合算対象期間

国民年金（第1号被保険者）の場合、保険料納付済期間と保険料免除期間、および合算対象期間の合計が25年以上であること。

25年以上

保険料納付済期間

保険料免除期間

合算対象期間

☑ 資格期間が足りない場合について

「保険料納付済期間」と「保険料免除期間」に「合算対象期間」を加えた期間が**25年以上**あれば老齡基礎年金の受給要件を満たすことになります。

なお、平成26年4月1日から、国民年金の任意加入被保険者期間のうち過去の保険料未納期間についても合算対象期間に算入できる場合があります。

※ 合算対象期間は、年金の受給資格期間としてみなすことができますが、**年金額には反映されません。**

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の前日において、配偶者の老齡厚生年金などの加給年金対象者であった人で、かつ、合算対象期間が25年以上ある場合には、老齡基礎年金の受給要件を満たすことになります。この場合、振替加算のみの老齡基礎年金が受給できます。

No.4-2 合算対象期間

☑ 合算対象期間一覧表

	昭和36.4	昭和37.12	昭和55.1	昭和57.1	昭和61.4	平成3.4
被用者年金制度加入者	※1					
1 〃（20歳未満または60歳以上）						
〃その配偶者						
2 被用者年金老齡年金（満了）受給権者						
〃その配偶者						
3 被用者年金受給資格満了者						
〃その配偶者						
4 被用者年金障害年金受給権者						
〃その配偶者						
5 被用者年金遺族年金受給権者						
国会議員						
〃その配偶者						
7 地方議会議員						
〃その配偶者						
8 学生（高校・大学等）						
学生（専修学校・各種学校等）						
9 昭和36年4月以後の国籍等取得者 在日期間	※4					
10 国籍等取得海外居住期間	※5					
11 在外邦人						
12 脱退手当金支給期間（20歳未満含む）						※2
13 退職一時金支給期間（原資非連結）				※3		
14 任意脱退期間						
15 通算対象期間						※1
16 退職・減額退職年金支給期間 （昭和6年4月2日以後生まれに限る）						
17 任意加入未納期間 ※6						

No.4-3 合算対象期間

- ※1 ①厚生年金・船員保険は昭和36年4月以後公的年金の加入期間があり、通算1年以上であること。
②昭和36年4月1日より前の共済組合員の期間は昭和36年4月1日まで引き続いた期間であり、1年以上であること。
- ※2 昭和61年3月31日までに受け取った場合で、かつ、昭和61年4月1日から65歳に達した日の前日までの間に保険料納付済期間または保険料免除期間を有することになった場合に限る。
- ※3 昭和36年4月1日から昭和54年12月31日までに退職一時金（原資非連結）の支給期間であること（昭和55年1月1日以後の脱退一時金に含まれない）。
- ※4 昭和36年4月1日以後、20歳に達した日の翌日から65歳に達した日の前日までの間に日本国籍を取得した方。または永住許可を受けた方などが日本国内に住所を有していた期間のうち、適用除外とされていた昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※5 中高齢となつてから日本国内に住所を有することになった外国人または外国人であった方で、日本国内に住所を有していなかった期間のうち、昭和36年4月1日以後、日本国籍を取得した日等の前日までの20歳以上60歳未満の期間。
- ※6 平成26年4月1日以後、合算対象期間に参入する。

20歳に達した日 = 20歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.5-1 受給要件を満たす方法は？



後納

⇒ 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、
**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、
過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。
この後納制度を利用することで、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。



国民年金の任意加入

⇒ 老-No.10

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。
ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

付随説明

No.10-1 任意加入



✓ 納付方法
任意加入の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となります。

✓ 任意加入をやめるとき
任意加入をやめるときは、任意加入の納付が義務づけられています。任意加入をやめるときは、任意加入の納付が義務づけられています。

No.11-1 後納（詳しくは「国民年金保険料徴収ガイド」を参照）

✓ 後納制度
後納制度とは、納付が義務づけられていた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。この後納制度を利用することで、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する納付額は、納付が義務づけられていた額となります。

対象年度	平成27年度に納付する年金の10年分の納付額（円）		
	25歳に達した日（420円）納付	65歳に達した日（780,100円）納付	65歳に達した日（780,100円）納付
平成27年度	13,300	1,300	14,600
平成26年度	13,300	1,300	14,600
平成25年度	14,100	800	14,900
平成24年度	14,100	600	14,700
平成23年度	14,600	500	15,100
平成22年度	15,100	500	15,600
平成21年度	15,600	200	15,800
平成20年度	16,100	0	16,100
平成19年度	16,600	0	16,600

※ 任意加入、専ら年金、任意加入。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日



No.6-1 いつから受け取れる？

✓ 受取り開始年齢

⇒ 老-No.9



✓ いつからいつまで受け取れるのか

<原則>

65歳に達した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

例：65歳の誕生日が4月20日の場合

5月分からの受取りになります。



<繰上げ請求・繰下げ申出>

60歳に達した日以後に繰上げ請求することができます。

65歳に達した日から起算して1年経過した後に繰下げ申出することができます。

請求または申出した日の属する月の翌月分から受取りが開始され、お亡くなりになる月の属する月までの分を受け取ることができます。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

No.6-2 いつから受け取れる？

✓ いつから入金されるのか

<最初の入金>

- ・初回受取り分は、偶数月または奇数月の15日（または前営業日）に入金されます。
- ・最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2か月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が、9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- ・偶数月の15日に入金されます。
- ・土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。例えば15日が日曜日の場合、13日の金曜日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



No.7-1 いくら？ - 年金額の計算 -

✓ 老齢基礎年金の受取り年金額（平成27年度の額）

年金額（満額）＝年額 **780,100円**（月額65,008円）

＜老齢基礎年金の計算式＞

※ 計算の結果生じた100円未満の端数は、50円以上は100円に切り上げ、50円未満は切り捨てます。

平成21年4月以後（から）の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} \times \frac{4}{8} + \text{全額免除月数} \times \frac{5}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{7}{8} + \text{4分の3納付月数}}{480月（40年）}$$

平成21年3月以前（まで）の期間

$$780,100円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} \times \frac{2}{6} + \text{全額免除月数} \times \frac{3}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480月（40年）}$$

※ 以下の要件に該当する場合に、上記計算式を用いる。

$$\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} + \text{4分の1納付月数} + \text{半額納付月数} + \text{4分の3納付月数} \leq 480月$$

No.7-2 いくら？ - 年金額の計算 -

付加年金の受取り年金額（年額）

➡ 老-No.13

200円×付加保険料の納付月数

繰上げ・繰下げ受給した場合の受取り年金額（年額）

➡ 老-No.9

（老齢基礎年金＋付加年金）の年金額×受給率

振替加算の受取り額（年額）

➡ 老-No.14

224,500円×生年月日ごとに政令で定める率



No.8-1 増やす方法は？



追納

➡ 加免-No.20

保険料の納付義務が免除または猶予された期間の保険料を後から納付することをいい、将来受け取る年金額を増やすことができます。



後納

➡ 老-No.11

後納制度とは、時効消滅により納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です（追納分を含みます）。

この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。



特例追納

➡ 老-No.12

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切り替え手続きが2年以上遅れた方で、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

増やす方法

No.8-2 増やす方法は？



国民年金の任意加入

➡ 老-No.10

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

任意加入した上で、さらに付加保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。
国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。

➡ 老-No.13



繰下げ申出

➡ 老-No.9

66歳以後70歳までに、年金を受け取る時期を遅らせることにより、受取り開始年齢に応じて一定の割合で年金額を増やすことができます。



No.9-1 繰上げ受給・繰下げ受給

☑ 受取り開始年齢を繰上げ・繰下げた場合の年金額

年齢	受給率	受給額 (円・月額)
60歳	70.0%	546,100
61歳	76.0%	592,900
62歳	82.0%	639,700
63歳	88.0%	686,500
64歳	94.0%	733,300
65歳	100.0%	780,100
66歳	108.4%	845,600
67歳	116.8%	911,200
68歳	125.2%	976,700
69歳	133.6%	1,042,200
70歳	142.0%	1,107,700

※受給額は平成27年度をベース
 ※減少率 = (月額) × 0.5%、増額率 = (月額) × 0.7%

■ 年金受給率は生涯同じです。

■ 取消、変更はできません。

↑ 繰上げの注意点

- ・請求日の属する月以前の分を、さかのぼって受け取ることはできません(請求日の属する月の翌月分から受け取れます)。
- ・寡婦年金、事後重症などによる障害基礎年金が受けられなくなります。
- ・65歳に達した日の属する月まで遺族年金を供給できません。
- ・国民年金に任意加入できなくなります。
- ・保険料免除期間への追納や、後納制度の利用ができなくなります。

↓ 繰下げの注意点

- ・老齢基礎年金の受給権が65歳に達した日より発生する場合、少なくとも66歳に達した日までの間、繰下げ申出を待機いただく必要があります。
- ・繰下げ申出の特権ができるのは、原則として70歳に達した日の属する月まで、または障害年金や遺族年金の受給権が発生するまでの間です。
- ・繰下げ待機期間中に、70歳に達した日の属する月を超えた場合、または障害年金や遺族年金の受給権が発生した場合には、その時点で受給率固定されます。この場合、繰下げ申出の手続きが遅れても年金額は増えません。
- ・振替加算は繰下げ申出による増額の対象となりません。また、繰下げ待機期間中は振替加算を受けることはできません。
- ・繰下げ待機期間中は、繰下げ申出を行うか、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求するか、いつでも選択することができます。
- ・繰下げ待機期間中の方がお亡くなりになった場合、未支給年金の受給権者である遺族が繰下げ申出することはできません。この場合、65歳からの本来の老齢基礎年金をさかのぼって請求いただくことになります。

65歳に達した日 = 65歳誕生日の前日

66歳に達した日 = 66歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日

No.9-2 繰上げ受給・繰下げ受給

☑ 繰上げ・繰下げ受給の増減率 (%)

年齢	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
60歳	30.0	29.5	29.0	28.5	28.0	27.5	27.0	26.5	26.0	25.5	25.0	24.5
61歳	24.0	23.5	23.0	22.5	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0	19.5	19.0	18.5
62歳	18.0	17.5	17.0	16.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.5	13.0	12.5
63歳	12.0	11.5	11.0	10.5	10.0	9.5	9.0	8.5	8.0	7.5	7.0	6.5
64歳	6.0	5.5	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5
65歳	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
70歳	42.0 (以後同じ)											

※ 年齢は、請求時の年齢です。

※ 繰上げ・繰下げ受給を希望するときは月単位で増減率が異なります。

■ 年金額の計算例 (40年間保険料を納めた場合の年齢)

※ 平成27年度の保険料額や、給付額で計算した場合

<繰上げ>

61歳8ヵ月で請求した場合

減額 (△) 156,020円
 : 780,100円 × 20.0%

年金累計額

<78歳4ヵ月分まで>

65歳での請求: 10,401,433円

61歳8ヵ月での請求: 10,401,133円

78歳4ヵ月分以後も受給できる場合は、65歳での請求の方がお得です。

<繰下げ>

68歳4ヵ月で請求した場合

増額 (+) 218,428円
 : 780,100円 × 28.0%

年金累計額

<80歳3ヵ月分まで>

65歳での請求: 11,896,525円

68歳4ヵ月での請求: 11,897,933円

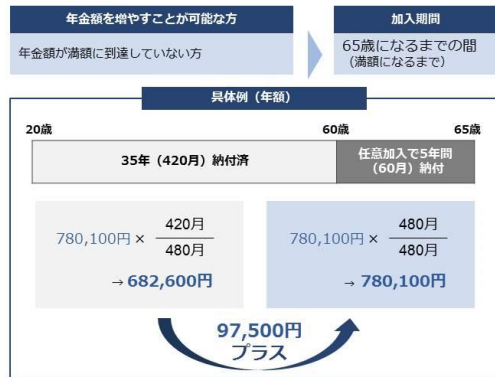
80歳3ヵ月分以後も受給できる場合は、68歳4ヵ月での請求の方がお得です。



No.10-1 任意加入

☑ 年金額を増やすには

65歳に達した日（65歳誕生日の前日）の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、60歳以後（申出された月以後）でも任意加入した上で、保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、**申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。**



☑ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

☑ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

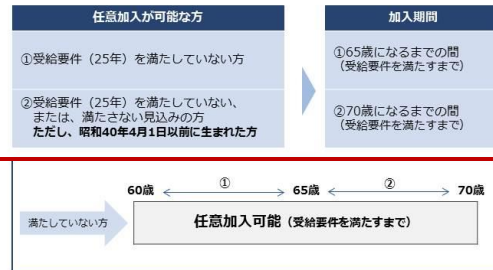
No.10-2 任意加入

☑ 受給要件を満たすためには

受給要件を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、**申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。**

①で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。



☑ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※ 預金口座等を有しない方はご相談ください。

☑ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

60歳に達した日 = 60歳誕生日の前日

70歳に達した日 = 70歳誕生日の前日



No.11-1 後納（詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ）

☒ 後納制度

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、**平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	平成27年度中に後納する場合の1か月分の保険料額（円）		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成17年度	13,580	1,300	14,880
平成18年度	13,860	1,070	14,930
平成19年度	14,100	860	14,960
平成20年度	14,410	680	15,090
平成21年度	14,660	500	15,160
平成22年度	15,100	330	15,430
平成23年度	15,020	200	15,220
平成24年度	14,980	90	15,070
平成25年度	15,040	0	15,040
平成26年度	15,250	0	15,250

※ 加算額は、毎年度、改定されます。

後
納

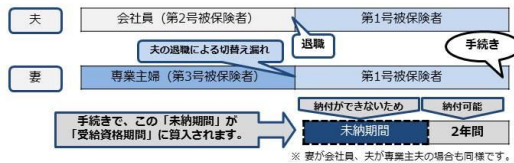


No.12-1 特例追納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

特例追納制度

特例追納制度とは、**第3号被保険者から第1号被保険者になるための切替え手続きが2年以上遅れた方で**、時効消滅により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年4月から平成30年3月までの3年間に限り、過去10年分まで納めることができる制度**です。

この特例追納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。



お手続きのメリット

- 届出をすることにより、年金受給資格を得られる場合があります。
- 保険料を追納することで、年金額を増やすことができます。

※ ご注意：すでに年金を受けている方については、特例追納をしても年金額が増えない場合があります。

○最大10年分の特例追納が可能なケース



No.12-2 特例追納 (詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」へ)

保険料額 (平成27年度における)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14,880円	14,930円	14,960円	15,090円	15,160円	15,430円	15,220円	15,070円	15,040円	15,250円

※ 現在、10年以内の未納期間を追納することができる後納制度があります。後納制度が利用できる期間は、後納制度を優先して利用していただくこととなります。

お問い合わせ先

国民年金保険料
専用ダイヤル

0570-011-050

050ではじまる電話で
おかけになる場合は
03-6731-2015

【受付時間】
月曜：午前8:30～午後7:00
(月曜が休日の場合は火曜日)
火～金曜：午前8:30～午後5:15
第2土曜：午前9:30～午後4:00
※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日
は利用できません。



No.13-1 付加保険料と付加年金

付加保険料と付加年金

定額保険料 (15,590円) に加えて、**付加保険料 (月額400円)** を納めた場合、**年額で【200円×付加保険料を納めた月数】**の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。

1ヵ月間、付加保険料を
納めていた場合の受け取る年金額

＜給付額＞
200円 × 1ヵ月
= **200円 (年額)**

なお、付加年金は定額のため、物価スライド (増額・減額) はありません。

- 1ヵ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

注意事項

- 付加保険料を納めるには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。

No.13-2 付加保険料と付加年金

具体例

例えば、60歳から65歳になるまでの**5年間**、付加保険料を納めた場合の、**加算される年金額 (年額)** は次のとおりとなります。

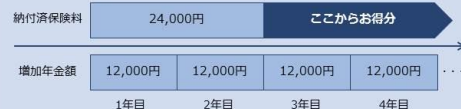
$$200円 \times 60月 (5年) = \underline{12,000円}$$

付加保険料を5年間納めた場合の、**納付合計額**は次のとおりとなります。

$$400円 \times 60月 (5年) = \underline{24,000円}$$

※付加年金は定額のため、物価スライド (増額・減額) はありません。

■ 5年間付加保険料を納めた場合



No.14-1 振替加算

振替加算

次の要件を満たしている場合は、老齢基礎年金の額に加算がされます。

ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（65歳誕生日の前日）において、配偶者によって生計を維持しており、その配偶者が受けている年金の加給年金額の対象となっていたこと（ご本人、配偶者ともに新法の適用対象者である）

+

ご本人が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれていること

+

ご本人が老齢基礎年金の他に老齢厚生年金や退職共済年金を受けている場合は、厚生年金保険または共済組合等の加入期間が240月未満であること、または、ご本人の35歳以後（男性は40歳以後）の厚生年金保険の加入期間が、次の表未満であること

妻（夫）の生年月日	加入期間
昭和22年4月1日以前	180月（15年）
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	192月（16年）
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	204月（17年）
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	216月（18年）
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	228月（19年）

配偶者の生年月日	政令で定める率	年額	月額
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1	224,500円	18,708円
：	：	：	：
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	0.493	110,700円	9,225円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	0.467	104,800円	8,733円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	0.440	98,800円	8,233円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	0.413	92,700円	7,725円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	0.387	86,900円	7,241円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	0.360	80,800円	6,733円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	0.333	74,800円	6,233円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	0.307	68,900円	5,741円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	0.280	62,900円	5,241円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	0.253	56,800円	4,733円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	0.227	51,000円	4,250円
：	：	：	：
昭和41年4月2日以後	—	—	—

No.14-2 振替加算

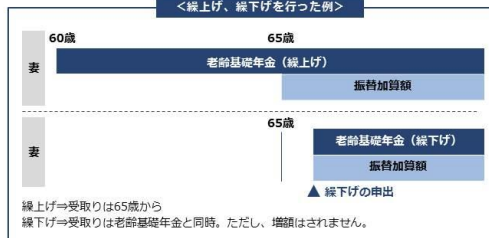
<一般例>



<妻が年上の例>



<繰上げ、繰下げを行った例>



No.15-1 生計維持関係の認定要件

✓ 生計維持関係の認定要件

ご本人と配偶者が生計を同一にしており、ご本人の収入または所得が一定金額未満であることが必要です。具体的には次の要件を満たす必要があります。

生計同一 要件 いずれか

- ① 配偶者と住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 配偶者と住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ③ 配偶者と住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき
 - ア 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき
 - (i) 配偶者から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていること
 - (ii) 配偶者との間に定期的に通信、訪問があること

かつ

収入要件 いずれか

- ① 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること
- ② 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること
- ③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当すること
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められること

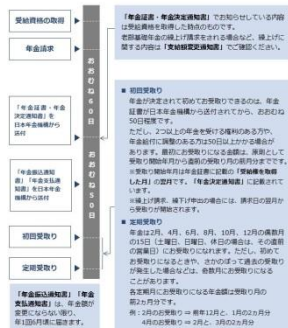
生計維持



No.16-1 請求後の流れ

年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



平成27年度版

20150401 / A5-01-37

No.16-2 請求後の流れ

● 年金証書・年金決定通知書

This is a sample of the official form titled "国民年金・厚生年金保険年金証書" (National Pension and Employees' Pension Insurance Pension Certificate). It contains fields for the recipient's name, address, and pension details. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

平成27年度版

20150401 / A5-01-38

No.16-3 請求後の流れ

● 年金額決定通知書

This is a sample of the official form titled "年金額決定通知書" (Pension Amount Decision Notice). It provides detailed information about the pension amount, including the calculation method and the payment schedule. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

● 年金給付決定通知書

This is a sample of the official form titled "年金給付決定通知書" (Pension Payment Decision Notice). It provides detailed information about the pension payment, including the payment amount and the payment schedule. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

● 統合通知書

This is a sample of the official form titled "統合通知書" (Consolidated Notice). It provides a summary of the pension information, including the pension amount and the payment schedule. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

平成27年度版

20150401 / A5-01-39

No.16-4 請求後の流れ

● 年金支払通知書

This is a sample of the official form titled "年金支払通知書" (Pension Payment Notice). It provides detailed information about the pension payment, including the payment amount and the payment schedule. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

平成27年度版

20150401 / A5-01-40

No.16-5 請求後の流れ

● 支給額変更通知書

This is a sample of the official form titled "支給額変更通知書" (Payment Amount Change Notice). It provides detailed information about the change in the pension payment amount, including the new payment amount and the payment schedule. The form is stamped with a red seal and includes a section for the pension amount and payment schedule.

平成27年度版

20150401 / A5-01-41

請求書等記入例 - 必要書類を含む -

場合に応じて提出・添付するもの③

- 年金受給選択申出書（他の年金を受け取っている場合）

[illegible]

平成27年度版

20150401 : A5-01-61

平成27年度版

20150401 : A5-01-43



－年齢早見表－（平成27年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
大正14	1925	90	昭和30	1955	60	昭和60	1985	30
大正15／昭和元	1926	89	昭和31	1956	59	昭和61	1986	29
昭和2	1927	88	昭和32	1957	58	昭和62	1987	28
昭和3	1928	87	昭和33	1958	57	昭和63	1988	27
昭和4	1929	86	昭和34	1959	56	昭和64／平成元	1989	26
昭和5	1930	85	昭和35	1960	55	平成2	1990	25
昭和6	1931	84	昭和36	1961	54	平成3	1991	24
昭和7	1932	83	昭和37	1962	53	平成4	1992	23
昭和8	1933	82	昭和38	1963	52	平成5	1993	22
昭和9	1934	81	昭和39	1964	51	平成6	1994	21
昭和10	1935	80	昭和40	1965	50	平成7	1995	20
昭和11	1936	79	昭和41	1966	49	平成8	1996	19
昭和12	1937	78	昭和42	1967	48	平成9	1997	18
昭和13	1938	77	昭和43	1968	47	平成10	1998	17
昭和14	1939	76	昭和44	1969	46	平成11	1999	16
昭和15	1940	75	昭和45	1970	45	平成12	2000	15
昭和16	1941	74	昭和46	1971	44	平成13	2001	14
昭和17	1942	73	昭和47	1972	43	平成14	2002	13
昭和18	1943	72	昭和48	1973	42	平成15	2003	12
昭和19	1944	71	昭和49	1974	41	平成16	2004	11
昭和20	1945	70	昭和50	1975	40	平成17	2005	10
昭和21	1946	69	昭和51	1976	39	平成18	2006	9
昭和22	1947	68	昭和52	1977	38	平成19	2007	8
昭和23	1948	67	昭和53	1978	37	平成20	2008	7
昭和24	1949	66	昭和54	1979	36	平成21	2009	6
昭和25	1950	65	昭和55	1980	35	平成22	2010	5
昭和26	1951	64	昭和56	1981	34	平成23	2011	4
昭和27	1952	63	昭和57	1982	33	平成24	2012	3
昭和28	1953	62	昭和58	1983	32	平成25	2013	2
昭和29	1954	61	昭和59	1984	31	平成26	2014	1

平成27年度版

20150401：A5-01-67

－年齢早見表－（平成26年1月1日～12月31日）

和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢	和暦（年）	西暦（年）	年齢
大正13	1924	90	昭和29	1954	60	昭和59	1984	30
大正14	1925	89	昭和30	1955	59	昭和60	1985	29
大正15／昭和元	1926	88	昭和31	1956	58	昭和61	1986	28
昭和2	1927	87	昭和32	1957	57	昭和62	1987	27
昭和3	1928	86	昭和33	1958	56	昭和63	1988	26
昭和4	1929	85	昭和34	1959	55	昭和64／平成元	1989	25
昭和5	1930	84	昭和35	1960	54	平成2	1990	24
昭和6	1931	83	昭和36	1961	53	平成3	1991	23
昭和7	1932	82	昭和37	1962	52	平成4	1992	22
昭和8	1933	81	昭和38	1963	51	平成5	1993	21
昭和9	1934	80	昭和39	1964	50	平成6	1994	20
昭和10	1935	79	昭和40	1965	49	平成7	1995	19
昭和11	1936	78	昭和41	1966	48	平成8	1996	18
昭和12	1937	77	昭和42	1967	47	平成9	1997	17
昭和13	1938	76	昭和43	1968	46	平成10	1998	16
昭和14	1939	75	昭和44	1969	45	平成11	1999	15
昭和15	1940	74	昭和45	1970	44	平成12	2000	14
昭和16	1941	73	昭和46	1971	43	平成13	2001	13
昭和17	1942	72	昭和47	1972	42	平成14	2002	12
昭和18	1943	71	昭和48	1973	41	平成15	2003	11
昭和19	1944	70	昭和49	1974	40	平成16	2004	10
昭和20	1945	69	昭和50	1975	39	平成17	2005	9
昭和21	1946	68	昭和51	1976	38	平成18	2006	8
昭和22	1947	67	昭和52	1977	37	平成19	2007	7
昭和23	1948	66	昭和53	1978	36	平成20	2008	6
昭和24	1949	65	昭和54	1979	35	平成21	2009	5
昭和25	1950	64	昭和55	1980	34	平成22	2010	4
昭和26	1951	63	昭和56	1981	33	平成23	2011	3
昭和27	1952	62	昭和57	1982	32	平成24	2012	2
昭和28	1953	61	昭和58	1983	31	平成25	2013	1

平成27年度版

20150401：A5-01-68



－ 特別支給の老齢厚生年金について－

☑ 受け取るための要件

- ・ 男性の場合、昭和36年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 女性の場合、昭和41年4月1日以前に生まれたこと。
- ・ 老齢基礎年金の受給資格期間（原則として25年）があること。
- ・ 厚生年金保険等に1年以上加入していたこと。
- ・ 60歳以上であること。

また、「特別支給の老齢厚生年金」には、「報酬比例部分」と「定額部分」の2つがあり、生年月日と性別により、支給開始年齢が変わります。

☑ 例示

【男性】昭和16年4月1日以前、【女性】昭和21年4月1日以前		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
定額部分	老齢基礎年金	
【男性】昭和16年4月2日～昭和18年4月1日、【女性】昭和21年4月2日～昭和23年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
61歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和18年4月2日～昭和20年4月1日、【女性】昭和23年4月2日～昭和25年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
62歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和20年4月2日～昭和22年4月1日、【女性】昭和25年4月2日～昭和27年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
63歳	定額部分	老齢基礎年金

特
老
厚

－ 特別支給の老齢厚生年金について－

【男性】昭和22年4月2日～昭和24年4月1日、【女性】昭和27年4月2日～昭和29年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
64歳	定額部分	老齢基礎年金
【男性】昭和24年4月2日～昭和28年4月1日、【女性】昭和29年4月2日～昭和33年4月1日		
60歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】昭和28年4月2日～昭和30年4月1日、【女性】昭和33年4月2日～昭和35年4月1日		
61歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】昭和30年4月2日～昭和32年4月1日、【女性】昭和35年4月2日～昭和37年4月1日		
62歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】昭和32年4月2日～昭和34年4月1日、【女性】昭和37年4月2日～昭和39年4月1日		
63歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】昭和34年4月2日～昭和36年4月1日、【女性】昭和39年4月2日～昭和41年4月1日		
64歳	65歳	70歳
報酬比例部分	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	
【男性】昭和36年4月2日以後、【女性】昭和41年4月2日以後		
	65歳	70歳
	老齢厚生年金	
	老齢基礎年金	



- 年金請求窓口のご確認ほか -

☒ 年金請求窓口のご確認

20歳から60歳までに加入していた年金制度の内容によって、年金請求窓口は以下のようになっています。

年金制度の内容	請求窓口
第1号被保険者期間のみ有する場合 (任意加入被保険者を含む)	当市区町村窓口
第2号被保険者期間を有する場合	年金事務所
第3号被保険者期間を有する場合	年金事務所

☒ 年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談 センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

- 年金請求窓口のご確認ほか -

☒ 国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先経 由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が決定)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

⇒ 老-No.10



－ 年金額の推移－

種別	年 月	平成25.4月 (標準スライド)	平成25.4月 (標準スライド)	平成25.4月 (標準スライド)	平成25.10月 (特別スライド)	平成25.4月 (特別スライド)
		年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老齡基礎年金	-	(定額分) 792,100円(標準) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 788,900円(標準) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 786,500円(標準) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 778,500円(標準) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 772,800円(標準) (付加年金) 200円×納付月数
	1級	990,100円	986,100円	983,100円	973,100円	966,000円
	2級	792,100円	788,900円	786,500円	778,500円	772,800円
	子の加算(1人)	227,900円	227,000円	226,300円	224,000円	222,400円
	3人目以後	75,900円	75,600円	75,400円	74,600円	74,100円
遺族基礎年金	配偶者加算(1人)	子が1人	1,020,000円	1,015,900円	1,012,800円	1,002,500円
		子が2人	1,247,900円	1,242,900円	1,239,100円	1,226,500円
		3人目以後	75,900円を加算	75,600円を加算	75,400円を加算	74,600円を加算
	子加算(1人)	子が1人	792,100円	788,900円	786,500円	778,500円
		子が2人	1,020,000円	1,015,900円	1,012,800円	1,002,500円
		3人目以後	75,900円を加算	75,600円を加算	75,400円を加算	74,600円を加算
障害年金	計算方法	夫が受ける老齡年金・老齡基礎年金額×4分の3				
死亡一時金	支給額	36ヵ月以上 180ヵ月未満		120,000円		
		180ヵ月以上 240ヵ月未満		145,000円		
		240ヵ月以上 300ヵ月未満		170,000円		
		300ヵ月以上 360ヵ月未満		220,000円		
		360ヵ月以上 420ヵ月未満		270,000円		
		420ヵ月以上		320,000円		

推移





老齡基礎年金 お手続きガイド

- ☒ 手続きに必要な書類
老齡基礎年金の受取り状況、加入期間や保険料
- ☒ 年金の受取内
老齡基礎年金の受取方法、年金額の増額のための方法を
 - ☒ 何歳から
 - ☒ 年金額
 - ☒ 年金額
- ☒ 請求書類のご提出
請求書の記載の方法、書類をご理解いただくとともに、本日お持ちでは
☒ 必要書類リスト
- ☒ 請求書類のご提出とご確認
請求書類のご提出とご確認の重要事項について
☒ 重要事項説明書

平成27年度版

老齡基礎年金 | 1